

生徒心得

1 登 校

- (1) 午前 8 時 30 分までに教室に入る。
- (2) 病気などでやむを得ず、欠席や遅刻をするときは、必ず事前に保護者を通じてホーム担任に連絡する。
武生東高等学校 電話(0778)22-2253 FAX(0778)22-2259
- (3) 遅刻したときには生徒支援部で所定の手続きをとって入室する。不注意による遅刻が度重なる場合、保護者召喚の上注意を受ける。なお、通院して遅刻する場合は、病院の印を、諸届・許可欄にもらってくる。

2 下 校

- (1) 放課後は、特別の用事のない限りすみやかに下校する。
- (2) ホーム、生徒会及び部などの認められる活動時間の限度は、次のとおりである。
平 日……………午後 6 時まで
ただし、顧問付き添いに限り 1 時間以内の延長が認められる。
なお、その際には、「延長願」を提出する。
平日以外……………午後 4 時 30 分まで
- (3) 下校の際は、戸締り、消灯、施錠等を確実にしなければならない。

3 休日の学校使用

- (1) 休日には原則として生徒の登校は認められない。
- (2) ホーム、生徒会等で、休日に学校を使用する場合には、関係教員の承認を得て「休日学校使用願」を使用の 2 日前までに生徒支援部へ提出する。関係教員の付添いに限り活動が認められる。
- (3) 部活動は「月間活動計画」により顧問付き添いに限り認められる。

4 学校生活

- (1) 礼儀正しく行動し、風紀や秩序を乱すような言動を慎む。
- (2) 始業チャイムが鳴ったら席に着き、心静かに授業の開始を待つ。
- (3) 授業中は常に厳粛な気持ちで学習に専念する。
- (4) 無断で早退や外出をしてはならない。やむを得ない場合は担任に届け出た後、生徒支援部で所定の手続きをする。
- (5) 校舎・校具は、大切に使用する。万一破損したり、そのような状況を発見したときには、ただちに関係職員に届け出る。状況によっては弁償しなければならないことがある。
- (6) 集会、展示、印刷物の配布・掲示、募金などは生徒支援部の許可を得なければならない。
- (7) 生徒間の金品の授受、貸借及び物品の売買はしてはならない。
- (8) 地球環境の保護、省資源・省エネの視点に立ち、教室をはじめ、校内の不要な電気の消灯、ゴミの削減・分別などに努める。

5 欠席・公欠・出席停止・忌引規定

- (1) 1 週間以上 1 か月未満にわたり連続して欠席する場合は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は保護者等の理由説明書を添えて、ホーム担任を経て校長に届け承認を受ける。あらかじめ 1 か月以上の欠席が予想されるときは休学の手続きをとる。
- (2) 下記の理由による欠席の場合には公欠願を提出する。
 - ①校長が認めた学校教育団体等の企画の行事に参加する場合
 - ②その他学校が定めた場合。
- (3) 公欠は出席扱いとなる。ただし、各教科科目の授業については欠課となる。
- (4) 校長が認めた就職・進学・転学のための試験を受ける場合、往復に要する日数を出席停止の日数に加えることが出来る。
- (5) 忌引は次の日数とし、届け出は欠席の場合に準ずる。

①父 母	7 日以内
②祖父母・兄弟	3 日以内
③曾祖父母，伯叔父母	1 日以内
④その他の同居家族	1 日以内

6 服装等規定

服装や所持品は自らの人格を最も直接に示すものである。従って華美に流れたり、ことさら奇抜なものを着用することなく、高校生としての品位を保つように心がけなければならない。

- (1) 服装は本校指定のものを着用する。6 月 1 日，10 月 1 日に衣替えをすることを原則とする。
- (2) ソックスは白・黒・紺とし，ストッキングは黒又はベージュ色とする。
- (3) マフラー・防寒着は華美でないものは認められる。
- (4) 化粧及び装身具は認められない。
- (5) 通学用の靴は華美でない靴又は運動靴とする。
- (6) 内履きは指定のスリッパか体育館シューズを使用する。
- (7) セーターは規定のものとし，着用は 10 月から 5 月までとする。
- (8) 髪は高校生らしく清潔感があるもので，活動に支障のないようにする。パーマ・カールや脱色，毛染め，付け毛，変形などの加工は認められない。

男子……髪は襟にかからないようにする。

女子……長い髪は束ねる。束ねるときは黒系の髪止めを使用する。リボンは認められない。
- (9) 服装等で特別な事情がある場合は，異装許可願を申請する。

7 校外生活

校外においても本校生徒であることを常に忘れず，正しい判断と良心に基づき行動するように心がける。

- (1) 流行に惑わされず，常に簡素で端正な服装を心がける。
- (2) 保護者に無断で外泊をしない。
- (3) 高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ店など）には，決して出入りしない。

- (4) 校外にて学校名を使用して活動する場合には、事前に生徒支援部に届けなければならない。
- (5) アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ず家庭の事情でアルバイトが必要な場合は、アルバイト許可願を生徒支援部に提出しなければならない。
- (6) 夜間外出はひかえる。午後 11 時以降の外出は「青少年愛護育成条例」により禁止されており「深夜はいかい(夜遊び)」として補導の対象となる。
- (7) 飲酒・喫煙は、絶対にしてはならない。
- (8) おどし・たかり等暴力行為や脅迫を受けたときには必ず学校へ連絡する。
- (9) 警察官・補導員に補導されたときには直ちにホーム担任へ申し出る。

8 交通安全

交通法規・交通道徳を守り、生命の安全に充分注意する。特に無免許運転等絶対してはならない。

(1) 自転車

- ① 自転車通学は許可制とする。
- ② 自転車通学希望者は生徒支援部へ届け出て、ステッカーの交付を受ける。再交付の際も届ける。
- ③ 雨天の際は、交通安全のため雨合羽を使用する。
- ④ 交通法規は常に守り、2 人乗り・無灯火運転・傘さし運転・並進など絶対しないこと。違反したときには生徒支援部の指導を受け、場合によっては、許可を取り消されることがある。

(2) 運転免許

いかなる運転免許も、その取得は認めない。ただし、3 年次の定められた期日以降、自動車学校入校許可願を生徒支援部に提出すれば許可される。

9 賞 罰

次のような項目に対しては、校長がこれを表彰する。

- (1) 校内外における各種大会で受賞した者
- (2) 人命救助やボランティア活動等で善行があった者
- (3) 最終学年の生徒で、学業・性行等が他の模範と認められた者

また、以上の生徒心得を守らない場合には、次のような懲戒処分が行われることがある。

- ① 訓告
- ② 停学
- ③ 退学